

## 「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第2次報告書(案)」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

[募集期間: 令和5年5月24日(水)～6月15日(木)]

提出意見数: 計9件(法人6件、個人3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

(意見提出者一覧)

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	一般社団法人 電気通信事業者協会	セコム株式会社
		個人(3件)

番号	意見提出者(順不同)	意見	本検討会の考え方(案)	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	セコム株式会社	被災事業者側のネットワークにおいて、通信の安定性・可用性やセキュリティ確保の観点から閉域網を使用しているケースでは、「フルローミング方式」により救済事業者へ切り替わった場合であっても、閉域網をそのまま利用(確保)できるようにご検討をお願いします。	第1次報告書(R4.12)では「金融・自動車・交通・物流・農業・警備等のIoTサービスやテレマティクスサービス等では携帯電話のネットワークが利用されていることから、ローミングによってこれらのサービスが継続的に維持されるように取り組むこととする。」とされており、非常時にこそ警備に関する携帯電話サービスが極力維持されることが望まれます。このため、今後、作業班において、IoTサービスやテレマティクスサービスに関する事業者間ローミングサービスの実現可能性に関して、関係企業等からヒヤリングを行いつつ検討を進め、実現可能性を明確化することとして、その旨を報告書に記載します。	有
2	個人	一般的にキャリアモデルといわれるような携帯電話端末は、他事業者の周波数帯については電波法認証(技適マーク)を取得していません。非常時にローミングで使用するための電波発射はこの認証制度に違反することになります。あらかじめ追加認証を取得すること等は認証取得者に大きな負担が生じます。どのような方法でこの課題を解決するのかの方針を明確してください。	具体的な技術方式等については今後の作業班における検討となりますので、検討の際の参考とさせていただきます。	無
3	個人	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)別紙1「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」においては、 1. 運営の考え方において「懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、…意見聴取の場として利用するものとする」とされているところ、本報告書案において「合意した」等、意見聴取を超えた活動を示唆する表現が含まれている。 2. (1)開催根拠において「また、懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を『設置する』等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。」とされているところ、本報告書案において「作業班」を「設置された」等、誤解を招く表現が含まれている。 こうしたことが、単に文言上の配慮不足なのであれば修正すべきであるし、そもそも、懇親会等行政運営上の会合を利害調整、法施行等の目的で不適切に運営しているのであれば、その運営に係る考え方を改めるべきである。	非常時における事業者間ローミング等に関する検討会は、第1回検討会で提示された開催要綱に基づき開催及び運営されているものがありますが、ご意見を踏まえ、第2次報告書における作業班等の「設置」を「開催」と修正します。	有
4	個人	8ページの図「緊急通報(110番、119番、118番)」なぜ189番(児童虐待緊急通報ダイヤル)は加えていないのか？	日本の電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、緊急通報番号として110番、118番及び119番を定めており、これは3GPP等のグローバルスタンダードに基づく緊急通報における定義に対応しているものです。このため、緊急通報の発信のみを臨時に可能とするローミング方式では、110番、118番及び119番のみを発信の対象としております。なお、フルローミング方式による事業者間ローミングを実施した場合、189番の発信は可能となる予定です。	無

5	一般社団法人 電気通信事業者協会	<p>「2.「緊急通報の発信のみ」を可能とする方式の導入」 「2-1 基本方針」 ポツ5つ目について</p> <p>基本方針における公的支援の検討について、第2次報告書(案)では、「フルローミング方式及び「緊急通報のみ方式」の両方式による事業者間ローミングの公共性に鑑み、国民への周知啓発活動や携帯端末の試験環境構築等に対する公的支援の可能性を検討する。」とありますが、第1次報告書では、「事業者間ローミングの公共性に鑑み、公的支援の可能性について検討する」となっていました。</p> <p>第7回検討会において当協会から「システムの開発費用につきましては、キャリアのみの部分ではかなり厳しいところもありますので、総務省と相談させていただく形と考えております。」と説明しており、その後、作業班においても、当協会から各社の設備改修に要する費用の支援について、ご提案していますが、今回の第2次報告書(案)の取りまとめに至るまでの間、これらの費用に対する公的支援について、何ら議論がないまま、携帯端末の試験環境構築等に限定された記載となっています。</p> <p>検討会の場において、システムの開発費用等も含め、公的支援の考え方について議論が行われることが必要であると考えます。</p> <p>また、公的支援の候補として「携帯端末の試験環境構築」をあげられておりますが、例えば各社合同での検証環境設備とした場合、多くの課題も想定されます。 公費を最大限、効果的に活用するためにも、検討会において、十分な議論が行われることが必要と考えます。</p>	<p>非常時に利用者(国民)が慌てずにローミングサービスを受けられるようにするためには、平時からの丁寧な周知啓発活動が不可欠となります。また、電気通信設備と携帯端末の相互接続性を確保することによって、いざという時に利用者の携帯端末がローミングサービスに適合しないような事態を回避することも必要となります。このため、携帯電話事業者が行う周知啓発等の取組に対して国がその一部を支援することにより、利用者の利益保護をより確実なものにしていくことが求められます。</p> <p>なお、電気通信事業の高い公共性を踏まえ、携帯電話事業者は、利用者に対して確実かつ安定的な通信サービスの提供を行うことが求められており、そのため、携帯電話事業者の法的義務として、通信事故に備えた予備回線や予備機器を設置すること等が事業用電気通信設備規則の技術基準として定められています。このため、近年多発している災害や通信事故を踏まえれば、事業者間ローミングは携帯電話事業者が率先して取り組むべき対策のひとつとして、その早期実現に向けて主体的に取り組むことが求められます。</p>	無
6	株式会社NTTドコモ	<p>1) 携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、当社では大規模な通信障害を発生させない取組みや災害発生時には迅速な設備復旧活動を行うなど通信をつなぎ続けるため不断の努力を行っております。今回、第2次報告書にて取りまとめられた、コアネットワークの利用者認証・位置登録データベースに障害が発生した場合であっても、「緊急通報の発信のみ」を可能とする方式の実現、及び障害時の00000JAPANや副回線サービス活用などの事業者間ローミング以外の通信手段の推進により非常時における通信手段の確保をとりまとめる第2次報告書(案)に対して当社として賛同させていただきます。</p> <p>2) 一方で、第2次報告書(案)「2.「緊急通報の発信のみ」を可能とする方式の導入」の「2-1 基本方針」におけるポツ5つ目「フルローミング方式及び「緊急通報のみ方式」の両方式による事業者間ローミングの公共性に鑑み、国民への周知啓発活動や携帯端末の試験環境構築等に対する公的支援の可能性を検討する。」について、第1次報告書においては、公的支援の対象を言及しない記載となっており、第1次報告書とりまとめ以降、検討会の場における公的支援の考え方の議論も無かったと認識していることから、その考え方等を確認させて頂くようお願いいたします。</p> <p>3) 当社としては、引き続き作業班およびワーキンググループへ積極的に参画し、非常時における事業者間ローミング実現に向けた各種課題に積極的に取り組み、通信をつなぎ続ける使命に努めてまいります。</p>	<p>1) 報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>2)</p> <p>非常時に利用者(国民)が慌てずにローミングサービスを受けられるようにするためには、平時からの丁寧な周知啓発活動が不可欠となります。また、電気通信設備と携帯端末の相互接続性を確保することによって、いざという時に利用者の携帯端末がローミングサービスに適合しないような事態を回避することも必要となります。このため、携帯電話事業者が行う周知啓発等の取組に対して国がその一部を支援することにより、利用者の利益保護をより確実なものにしていくことが求められます。</p> <p>なお、電気通信事業の高い公共性を踏まえ、携帯電話事業者は、利用者に対して確実かつ安定的な通信サービスの提供を行うことが求められており、そのため、携帯電話事業者の法的義務として、通信事故に備えた予備回線や予備機器を設置すること等が事業用電気通信設備規則の技術基準として定められています。このため、近年多発している災害や通信事故を踏まえれば、事業者間ローミングは携帯電話事業者が率先して取り組むべき対策のひとつとして、その早期実現に向けて主体的に取り組むことが求められます。</p> <p>3) 報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

7	KDDI株式会社	<p>第1次報告書では、「事業者間ローミングの公共性に鑑み、公的支援の可能性について検討する」であったところ、第2次報告書案では、「フルローミング方式及び「緊急通報のみ方式」の両方式による事業者間ローミングの公共性に鑑み、国民への周知啓発活動や携帯端末の試験環境構築等に対する公的支援の可能性を検討する」と支援範囲が限定されています。</p> <p>一方で、これまでの検討会で公的支援の範囲について議論されたことは無いと認識しており、報告書に記載頂いているように、その公共性を鑑みれば、公的支援の範囲を記述するには検討会での議論が不可欠と考えます。</p>	<p>非常時に利用者(国民)が慌てずにローミングサービスを受けられるようにするためには、平時からの丁寧な周知啓発活動が不可欠となります。また、電気通信設備と携帯端末の相互接続性を確保することによって、いざという時に利用者の携帯端末がローミングサービスに適合しないような事態を回避することも必要となります。このため、携帯電話事業者が行う周知啓発等の取組に対して国がその一部を支援することにより、利用者の利益保護をより確実なものにしていくことが求められます。</p> <p>なお、電気通信事業の高い公共性を踏まえ、携帯電話事業者は、利用者に対して確実かつ安定的な通信サービスの提供を行うことが求められており、そのため、携帯電話事業者の法的義務として、通信事故に備えた予備回線や予備機器を設置すること等が事業用電気通信設備規則の技術基準として定められています。このため、近年多発している災害や通信事故を踏まえれば、事業者間ローミングは携帯電話事業者が率先して取り組むべき対策のひとつとして、その早期実現に向けて主体的に取り組むことが求められます。</p>	無
8	ソフトバンク株式会社	<p>第1次報告書では「事業者間ローミングの公共性に鑑み、公的支援の可能性について検討する」と記載されておりましたが、</p> <p>本報告書(案)では検討会等において特段の議論や説明がなされないまま「フルローミング方式及び「緊急通報のみ方式」の両方式による事業者間ローミングの公共性に鑑み、国民への周知啓発活動や携帯端末の試験環境構築等に対する公的支援の可能性を検討する」と公的支援の対象を限定するかのよう記載に修正されています。</p> <p>第7回検討会で電気通信事業者協会から「システムの開発費用につきましては、キャリアのみの部分ではかなり厳しいところもありますので、総務省と相談させていただく形と考えております。」旨の発言がなされていることから、関係キャリアが事業者間ローミングの実現にあたり、公的支援を必要とする部分に直接効果を発する対応が用意されることが重要と考えております。</p> <p>そのため、引き続き公的支援の範囲の検討範囲を狭めることのないように、第1次報告書の記載内容に戻していただくか、仮に当該記載の変更について検討を行う場合には、検討会にてその妥当性について十分議論することが必要と考えております。</p>	<p>非常時に利用者(国民)が慌てずにローミングサービスを受けられるようにするためには、平時からの丁寧な周知啓発活動が不可欠となります。また、電気通信設備と携帯端末の相互接続性を確保することによって、いざという時に利用者の携帯端末がローミングサービスに適合しないような事態を回避することも必要となります。このため、携帯電話事業者が行う周知啓発等の取組に対して国がその一部を支援することにより、利用者の利益保護をより確実なものにしていくことが求められます。</p> <p>なお、電気通信事業の高い公共性を踏まえ、携帯電話事業者は、利用者に対して確実かつ安定的な通信サービスの提供を行うことが求められており、そのため、携帯電話事業者の法的義務として、通信事故に備えた予備回線や予備機器を設置すること等が事業用電気通信設備規則の技術基準として定められています。このため、近年多発している災害や通信事故を踏まえれば、事業者間ローミングは携帯電話事業者が率先して取り組むべき対策のひとつとして、その早期実現に向けて主体的に取り組むことが求められます。</p>	無

<p>9) 楽天モバイル株式会社</p>	<p>1) 非常時における事業者間ローミングへの公的支援について、第1次報告書において「事業者間ローミングの公共性に鑑み、公的支援の可能性について検討する」(P3)と記載され、当社としても、ネットワーク改修費用の見積等、検討に向けて詳細かつ幅広く対応してまいりました。</p> <p>しかし、本第2次報告書案におけるこの箇所の書きぶり見ると、「国民への周知啓発活動や携帯端末の試験環境構築等に対する公的支援の可能性を検討する」(P7)と、第1次報告書案に比べて限定されたものとなっています。</p> <p>本事業の公共性は非常に高いことから、その推進に当たっては、ネットワーク改修費用等の周知啓発活動や携帯端末の試験環境構築等以外の費用も含め、費用の全額または一部に対し公費による支援が行われるべきものと考えます。</p> <p>つきましては、これが明確となるよう、書きぶりの修正をお願い致します。</p> <p>2) 事業者間ローミング以外の通信手段の推進に賛同いたします。</p> <p>当社が販売している携帯端末は既にDual SIMに対応し、かつ、他社販売分も類似する状況にあり、また、今後これに対応する携帯端末が広く利用されることが想定されることから、代替手段としてDual SIMの導入促進(そのための利用者への費用補助・周知啓発)等の方策を推進していくのが望ましいと思料します。</p>	<p>1) 非常時に利用者(国民)が慌てずにローミングサービスを受けられるようにするためには、平時からの丁寧な周知啓発活動が不可欠となります。また、電気通信設備と携帯端末の相互接続性を確保することによって、いざという時に利用者の携帯端末がローミングサービスに適合しないような事態を回避することも必要となります。このため、携帯電話事業者が行う周知啓発等の取組に対して国がその一部を支援することにより、利用者の利益保護をより確実なものにしていくことが求められます。</p> <p>なお、電気通信事業の高い公共性を踏まえ、携帯電話事業者は、利用者に対して確実かつ安定的な通信サービスの提供を行うことが求められており、そのため、携帯電話事業者の法的義務として、通信事故に備えた予備回線や予備機器を設置すること等が事業用電気通信設備規則の技術基準として定められています。このため、近年多発している災害や通信事故を踏まえれば、事業者間ローミングは携帯電話事業者が率先して取り組むべき対策のひとつとして、その早期実現に向けて主体的に取り組むことが求められます。</p> <p>2) 報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
----------------------	--	--	----------

注: その他、第2次報告書(案)に対するものではないものが2件ありました。